

平成25年 6 月26日
午後 2 時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民生部長兼 福祉事務所長	山 田 英 夫	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊 藤 久 幸	民生部次長兼 健康推進課長	服 部 誠
民生部次長兼 福 祉 課 長	前 野 幸 代	開発部次長兼 商工観光課長	服 部 保 巳
開発部次長兼 下水道課長	三 輪 眞 士	会計管理者兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦
教育部次長兼 生涯学習課長	八 木 春 美	監 査 委 員 長	松 川 保 博
財 政 課 長	石 田 裕 幸	秘書企画課長	山 口 精 宏
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	山 守 修
市民課長兼 鍋田支所長	平 野 進	十四山支所長	花 井 明 弘
保険年金課長	平 野 宗 治	環 境 課 長	鈴 木 浩 二

総合福祉センター 所 長	佐 野 隆	児 童 課 長	渡 辺 秀 樹
農 政 課 長	半 田 安 利	土 木 課 長	橋 村 正 則
都市計画課長	竹 川 彰	学校教育課長	立 松 則 明
図 書 館 長	奥 田 和 彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 邦 夫	書 記	佐 野 智 雄
書 記	浅 野 克 教		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第36号 弥富市税条例の一部改正について
日程第 3	議案第37号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 5	議案第39号 弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第40号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 7	議案第41号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 議案第36号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 3 議案第37号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 5 議案第39号 弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第40号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第41号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第 2、議案第36号から日程第 7、議案第41号まで、以上 6 件を一括議題とします。

本案 6 件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会の報告をいたします。

総務委員会は 6 月 20 日 10 時より開催をいたしまして、委員全員、委員外 4 名、傍聴者 4 名の出席のもとで、市側よりは市長、副市長、関係部課長が出席をし、その中で議案第36号弥富市税条例の一部改正、議案第37号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正、議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）、議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）、4 件について審査をいたしましたので、その審査結果の内容について御報告を申し上げます。

まず、議案第36号、議案第37号につきまして、2 件を一括審査を行いました。

その結果、税条例の中では特に起債に係る倉庫の減税対応するということの中で、どのような条件をその対象にするかという質問がございました。税務課長から、名古屋港付近の税に対するそれぞれ倉庫の対応であって、個人の倉庫の備蓄に対してはこの適用がないという説明があり、それぞれ質疑はそれで終結し、討論を行いました。2 件は全員賛成ということで、審査を終えましたことを御報告申し上げます。

さらに、続きまして議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算の審査でございます。

それぞれその内容について、財政課長からは、地域の元気臨時交付金についての国よりの交付限度額の内容が通知がされたので補正予算として上げましたという内容、さらに税務課長からは、土地管理システム構築業務委託料、今回、緊急雇用創出事業基金事業用補助金といったしまして、失業者の雇用を目的に、土地課税資料と登記事項要約書との照合及びデータベースの作成及び税務通知データを管理するためのシステム構築を行う委託業務としての土地管理システム構築業務委託料という予算を計上いたしましたという説明がそれぞれございまして、審査をいたしました。

委員からの質疑はなしで、討論なし、さらに採決をいたしましたところ、全員賛成ということで審査を終えました。

さらに、議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）の関係であります、本会議場の内容についても説明がされました。さらに、この提案に当たりまして、市長から、議案第41号の内容については、庁舎の検討委員会、さらには議会の庁舎改築特別委員会などの設置をして、今日まで庁舎建設に対してさまざまな意見を集約し、その必要性という状況の中で議論がされ、さらには3・11の状況の中で、今日私ども弥富市の庁舎の建てかえ問題、建築等の課題がありますという状況の中で、この庁舎についてI s 値0.3という低い数値であり、今後予想される南海トラフ大地震のような状況において、庁舎が災害本部の司令塔としてその役割が果たせるかということが、市民の皆様の、そして多くの関係者の方から危惧をいただいている。そのような状況の中で、市長としては市民の安心・安全を確保するということを緊急の課題だと思っています。また、市民の皆様からは、使い勝手のよい、また気軽に落ちついて御相談ができる庁舎窓口の改善を進めていきたいということ、そのような設計をもとに、多面的な機能をしっかりと将来に向けてつくっていくという説明があり、それぞれその状況の中で、さらにはこの建物については無理のない、言うならば華やかでないシンプルな計画で、より効果的なそれぞれの庁舎を建てていきたいと、こういう説明がございました。

私どもも、それぞれその内容を受け委員会で質疑をしてまいりましたが、その内容について、委員の皆さんからの内容であります、まずは、市側からも説明がありましたが、予算が非常に高過ぎるのではないかとという質疑もあったわけですが、専門の鑑定士が鑑定したということであるのか。市の公共事業の場合、積算基準に則したものであって、市側として言われるほど過大なものではないということを考えているのかという内容であります。総務課長からは、鑑定の方法は愛知県等の基準に全てのとったもので、市の鑑定業者については入札によって選定し、補償業務の積算に関しては全て基準を満たしたものとして報告を受けているという答弁でありました。

さらには、質問者からは、市長の説明の中で、プライバシーの問題等の説明があったが、

こういう予算等については、執行前については総務課長の説明があったことが考えられるが、今の情報公開制度によって、事後に個人名義を特定しない範囲で情報公開の請求があれば当然開示される問題となってくると思われるが、そのことについてはどのように考えるのかという質問であります。市長として、そのような状況になりましたら、行政機関としてもしっかりと検討をしたいという答弁であります。

さらには、委員の中から、個々の案件については問題があるが、一般論として、こういうものについては原則としてどういうふうに対応をするのかという質問であります。総務課長からは、一般論については、この鑑定価格について取得予定価格の算出根拠であるとともに、取得金の上限を隠すものである。したがって、鑑定書となる取得金の間に乖離がある場合もある。次に、地権者が鑑定書価格を知り、主観的に上限を考えているといった取得金額の鑑定額との乖離があることが明らかになった場合は、地権者との信頼関係を損なわれないことを十分予測され、次に、地権者はできるだけ有利な条件で売却しようとするところから、売却価格のつり上げももくろみ、市に対し鑑定評価額を明らかにすることを要求し、それが得られるまで用地交渉に応じないというような態度に出ることも予想される。

次に、同様の影響が今後市が行う他の用地取得事業にも及ぶことが予想されることでもある。情報公開によって鑑定評価額と取得価格との間に乖離があることを知った地権者が、市に対し鑑定評価額を明らかにすることを要求し、それが受け入れられない場合は用地交渉に応じないという態度に出ることも予想され、用地交渉に著しく難航し、円滑な用地取得の執行に重大な支障が生じるおそれがあるということから、他市の事例を参考にすると、鑑定評価を開示することにより市の用地取得業務全般に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示としている市の事例もあるので、本市もこのことを参考にして今後に対応をしていきたいという答弁でございます。

さらに委員からは、事前はそういうことだが、事後についての公開はできないということですかという質問であります。答弁として、関係者が何百人とお見えになるときは公表があると思います。今回のケースは3人ということなので、相手の特定ができてしまうおそれがあり、個人情報が増えるという状態になる可能性があるのでは開示ができないんじゃないかと考えています。今回のこのケースは非常に狭い範囲、関係者が少ないので、金額が特定できてしまう可能性がある。これは個人情報の公開になってしまうと思われるので、少し難しい点があるという答弁であります。

さらに委員からは、昨日の全員協議会で、市側より物件補償の開示は過去に行っていないという答弁があったが、これについて説明を伺いたいという質問であります。市側より、過去の職員や資料等を確認してきたが、県及び近隣市町村を含め多くが非公開で進められている。本市においても、過去にこのような事例はなかったと思うという説明であります。

さらに委員からは、今回の事案ですが、弥富市の情報公開条例、行政の情報公開を原則とするとなっているが、全部公開してしまうと個人のプライバシーの問題に係ってくるということで、市側としてはその部分を重要視し公開できないという答弁として理解していいですかという質問であります。市側として、そのとおりである。ある議員より、その内容について、我々は聞く権利がある、市民も聞く権利があるのではということでしたが、我々は個人情報を守る義務があります。今回の例は、私は守る義務があると思っている。これらの個人情報の公開については非公開とさせていただきましたという答弁であります。

委員からの質問、この鑑定をとっているのは1社だけなのか、それとも数社で行ったのかという質問でございます。市側からは、判定の業者ですが、1社から判定をとって、それを積算としています。入札については、物件補償積算業務に関してこの資格を持った業者から、そのうち市の基準に沿って4社を指名競争入札し、そのうち一番価格が安かった業者と契約し、鑑定を依頼いたしましたという答弁であります。

以上、申しあげましたように、質疑はその内容であります。質疑は打ち切り討論に入りまして、反対の討論として、市側が努力をして準備していることは評価できるが、将来負担について国や地方は大幅にふえている。この国の対応について信頼できない状況になってきている。また、時代に対応していくためには、市としての将来に向けた判断が求められている問題もあり、この全体の計画の将来見込みについては、本件については同意がしがたいと、できないという反対の討論でありました。

賛成討論者からは、緊急性があり、早く予算を通して災害の対策本部ができている施設をつくらなければならないということであり、私は賛成する。さらに賛成討論者、今弥富市の一番求められているのが、行政の司令塔をしっかりとしたものにななければならない。それが庁舎の改築であると常々私は考えている。財政の問題もいろいろあるが、国の支援がある期間内に利用して、うまく財政を立てていくように進めていく。マイナスゼロメートル地帯であるので、地震、風水害においてはきちんとした庁舎が今求められている。I s 値が3以下という本庁舎において、一刻も早く改築することが私は賛成をするということであります。

さらに委員からは、老朽化した庁舎については、住民の皆さんからも信頼をいただいている。華美でなくシンプルで市民に使い勝手のよい市役所、また安全であることが第一で、そうした予算を立てていくことが大切であり、私は賛成をするという内容であります。

さらに委員からは、鑑定についても十分精査されていて、庁舎について、早急に庁舎の建てかえを賛成するという賛成討論がございまして、それぞれ討論を終結し、審査をしましたところ、賛成多数ということで審査を終えましたので御報告を申し上げます。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 次に、川瀬建設経済委員長、お願いをいたします。

○建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済から報告させていただきます。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算の1件であります。

本委員会は、去る6月21日に、委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算について、農政課長より、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が、農業用機械や施設の導入などを行う場合の経費を支援する経営体育成支援事業補正補助金など、土木課長より道路改良工事請負費、交通安全施設整備工事請負費の説明を受けました。

議員より、農業の機械に対する補助金を出し、振興のため市側も努力をしているが、その後はどのようなになっているのか。例えば、補助金を出したままなのか、それとも機械の管理、減価償却などに対し指導をしているのかなどの質疑がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員長報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について初め4件です。

本委員会は、去る6月24日に、委員全員と委員外4名の出席により開催されました。審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、及び議案第39号弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、委員より、条例改正前は50%軽減されていた。今回の軽減措置は、市民から見れば上がってしまうと思うがどうかとの質問に対し、市側より、今回この条例を出さないと100%の課税になってしまい、市民に負担がかかってしまうとの回答がありました。

討論では、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、国民や市民の負担がふえることに対し今の市の状況は理解できるが、さらに頑張っていただくことに期待し反対との討論がありました。

議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

議案第39号弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、及び議案第41号平成

25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、担当課長から、生活扶助基準見直しに伴うソフトウェア改修及びデータ移行作業に伴う生活保護システム改修委託料、県教育委員会より委託を受けた桜小学校で実施する事業で道徳、雇用創出事業基金事業費補助金、風疹ワクチン接種緊急促進事業補助金などの説明がありました。

その後、委員より、市内では生活保護を受給しながら労働意欲がないとか、無駄遣いしているとか、何か問題があるか等の質問がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博です。

それでは、私は補正予算第2号について、伊藤総務委員長に質問をさせていただきたいと思うのであります。

新庁舎建設事業のうち、土地購入費1億1,620万円及び物件移転補償金1億530万円について、総務委員会は賛成多数で委員会議決をされたとの総務委員長の報告がありました。総務委員会での審査をまめられた伊藤委員長に、予算額の妥当性と具体的な審査状況等を尋ねたいと思うわけでありますが、おおむね今いろいろと審査状況は説明報告がありました。

しかし、私はここでもう少し深めたいと思いますのは、大変今回のこの問題は市民感覚から考えても疑問のある問題でありますので、私は重ねて質問したいと思います。

伊藤委員長は日ごろから大変見識の高い方であり、経験も豊かであり、私は尊敬をしているのであります。今、るる御説明もいただきましたが、事前に私が総務委員長への質問の要旨をお渡ししておきましたので、それに沿った形で説明がいただけたと思っております。しかしながら、私たちはこの庁舎建設の必要性、緊急性については誰も疑う人はいないと思っております。したがって、この問題については、私は当初から賛成をしてまいったわけでありす。

しかし問題は、手順の問題、こういうことから多額な上積みといいですか、こういうことが起こっておること、これは非常に疑問が残っておる。例えば、今の氏名とか内容は今まで報告をした、あるいはまた公開をした事例はないということでありますが、当然そうだったと思いますが、こんな一見して疑問が出るようなやり方をやったということに、私は大変問題を感じておるのであります。

したがって、るるこの前も申し上げてきたわけでありますけれども、言うまでもなく、今

回のこの問題は、市民に基本設計図まで行き渡っており、無関心の市民も多い反面、過去に用地買収に協力したことがあったり、行政運営に対して関心を持って経過を見詰めている市民もたくさんあり、議会としても全ての市民に対して公正に説明責任を果たすべく重要な問題と考えておりますので、質問をしたいと思うのであります。

私は反対のための反対をしたり、へ理屈を並べて質問したり、意見を述べたりしているのでは決してありません。弥富市のために、市民の感覚を重視して、全て常識に基づいて、どなたに聞いていただいても正当論であると確信を持って、私は適正な行政運営を求めるために議論を深めたいと思っております。

そこで、伊藤委員長にまず最初に質問いたしますのは、19日、市長の提案理由の説明を受けて私は質問をいたしましたので、この質問内容を真面目に聞いていただいていた方なら誰でも御理解いただけたと思っています。

今回、この土地取得に対して、鑑定価格においても今までに例のない異常な28%という高額な上積みをした、また代替用地を提供しなければならなかったと、こういう交渉経過についてどのように総務委員会は御判断をされたのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） 佐藤博議員の質問にお答えをいたします。

一般競争入札4社と、あわせて最低価格ということの中で、それぞれ質疑がありましたように、情報公開、個人のプライバシー等を含むそのことを委員の皆さん方が判断されながら質疑をされ、その結果、審査報告結果になったことであります。

ですから、それぞれ一般競争入札をされ、この手順には間違いがないというふうに委員長としては判断をいたしました。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私が申し上げておるのは、まず最初に、これは議会でもいろいろ出てきたのは、名前を出すといかんということだから、Aさん、Bさんでいきたいと思いますが、Aさんの場合には、この設計ができ上がってから交渉を始めたがために、多額な要求がされたと、こういうことであります。

例えば、最初には1坪50万円とか、あるいは借地であるなら月1坪1,500円とか、あるいは今回は今の同面積の土地を産業会館のところで欲しいと、こういうようなことになったわけで、その最後のところへ来たわけであります。

こういうような交渉、もし私が担当者であるとするならば、お断りをして、もうここは取得はしないと恐らく決めておったと思います。

しかし、それに応じざるを得なかったという経過が妥当であったかどうかということを私

は尋ねておるのでありますので、総務委員会はどのように御判断をされたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） そういう乖離が生まれないということについての努力をすることより、それぞれの情勢判断はなかったと思っています。委員の皆さん方からは、今、佐藤議員が過日から言われている手順等、金額等については、総枠的な大筋の金額はいわゆる提案がされている説明があるが、具体的な内容まではあってないと、こういう状況であります。

ですから、佐藤議員がおっしゃる、その辺をどういう議論があったのかというお話ですが、その部分ではそれぞれ市側の対応と議員の質疑の内容を申し上げたということでございますので。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 問題はここなんです、一番大きな問題は。いいですか。

私が申し上げておるのは、これは議会でも報告があったように、鑑定価格では平米7万1,000円、市の所有地は9万1,000円。鑑定評価で、同面積で交換をしても28%の差があると。したがって、そのために規制外の今の価格といいますか、差があるがために議会の議決がどうしても必要だと、こういうことは御承知のとおりだと思うんです。こういうような要求をのまなきゃならんようになった経過というのは、これはやっぱり私はしっかりと市民にも明らかにしていかなければ、この問題の解決には至らないと思うんです。

例えば、今まででも用地買収に応じられた方や、いろいろ家屋補償や何かもありますけれども、こんな28%、ただこれだけです。こんな上積みをした代替用地を出してまでやらなきゃいかんというようなことは過去に例がなかったと思うんです。

だから、例えば今までに中身の開示は例がないということですが、こんな大きな問題は起こっていないから私は例がなかったと思うんです。こんな大きな格差が出たから、私はこれからきちっと開示を求めなきゃいかんと、そういうことに至ったわけであります。それがひいては次の問題にも絡んでいくわけでありますので、その点を私は総務委員会はどの程度真剣に本質論を議論されたかということが知りたいということであります。決して、伊藤委員長に無理なことを申し上げておるつもりはありませんが、この点が一番大事な問題なんです。

だから、私はこの前のこの提案がありましたその直後にも、この問題は当局にただしてきたわけであります。伊藤委員長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） お答え申し上げます。

先ほどのいわゆる1.28という数、それぞれ県なり他市なり、そういう状況を含んで総務委

員会で説明があったわけですね、本会議でもありましたように。それぞれその状況の中で、今後の財政等についても、華美でなくて質的な今後は努力をする、それぞれそんな状況なども含みながら、総合的に委員会の皆さんは判断をされたというふうに私は集約の立場で、質疑がなくなって討論をした結果、賛成があったというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この前、私が提案されたときの直後に質問したやつをきちっと聞いていただいて、そしてまた議事録等を読んでいただくと一番おわかりになると思うんですけども、まず普通、常識的なやり方でいけば、土地を完全に確保できるような状態にしておいてから事業にかかるというのは、これはもう原則論なんです。そこが逆でありますから、それは地主さんたちは、もうあらゆる要望がかなえられるように要求されるだろうと、こんな当たり前のことです。

その点が今回は大きな問題点であって、このために弥富は市民の貴重な税金を多額に消費することになるわけなんです。しかも、貴重な得がたい土地を交換地として出さざるを得んようになったと、こういうところの本質論を私はもう少し真剣に考えていかないと、この点を市民に理解していただくことは大変困難なことだと思います。伊藤委員長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） 佐藤議員も御存じのように、それぞれ補正を組んで、早期にこの庁舎建てかえの問題について経過があるわけですね。

それで、それぞれの議員がそれぞれの判断をし、総務委員会で委員としての議論を私はしていただいておるというふうに、委員長としては思っています。

ですから、経過の流れの中では、建設委員会なり庁舎特別委員会等議論を深めながら、今日それぞれこの集約をされた委員の皆さんの意向が含まれて、きょう結果報告というように、相対的には私委員長としては判断をしていますし、委員会としてはそういう結論であったというふうに御理解がいただきたい。

今後は、市側としても努力することは、華美にならない、市民に親しまれる庁舎をやっているということを再度確認しているわけですので、その点だけ申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） くだいようですけど、これは大変大事な問題なんです。

私は、こういうような高額な上積みをしなきゃいかんということが1つ。2つ目は、市の貴重な財産であるこの土地を交換地に出さざるを得んというこの問題に、私は大変危惧を感じ

じておるわけです。

委員長を責めるつもりは毛頭ありませんから、その点は御理解をいただいて、私のしっかりとした質問にできる限りお答えをいただきたいと思います。それがどうしても理解ができませんから、私は初めから反対をしてきたわけです。これをまず皆さん方に御理解をいただきたいと思います。

それから物件補償費、これもそれに準じたような形で行われたと言わざるを得んのです、はっきり言って。

その一つの例を申し上げますと、例えば一般市民感情から申し上げるとどうということかという、株式会社石田技術コンサルタンツが鑑定したということであります。恐らく県は一定の基準があるわけです。ただ、基準がありますけれども、その採用方法は、例えばこのものをどのように捉えるかというのは、これはコンサルタントの捉え方の問題があるんです。例えば、価格だとかそういうやつについては規定があります。これは私はもうよく知っております。

ですから、今まででもその鑑定の捉え方、例えばこのコンサルタント4社に入札をしたといっても、これでも今の金額の高いところと安いところがあって、安いところが請け負ったということになるわけです、はっきり申し上げて。

ところが、そのコンサルタントも慎重にやったとは私思いますけれども、しかし、今申し上げたように捉え方はいろいろあります。私はあえて申し上げますと、あの2件の建物も、私は今のあのもので新品で今の評価をされておると思うんです。それで正しいと思うんです。ただ、中身がいろいろ問題はあると思います。建物でも、杉の木で行われておるものと、それからヒノキで行われておるものとはやっぱり評価の価格が違ってきますからね。そういうような捉え方はいろいろあります。

ですから、一概に私はどれが正しくてどれが間違っておるかということとはよう言いません。ただ言えることは、あの物件補償費が1億を超えておると、こういうことですね。一部、隣のAさんのところのフェンス等だということは聞いておりますけれども、この1億を超えるのはBさんの家屋移転等ですね。お示しをしたように、私は私なりに解体費用から全てを計算してもらって持っています。開示するものではありません。だから、私はあえて言いますのは、市民感覚からすると、あれに1億かかると。

今日の出小学校が見積額が28億500万ですか。それで28億が予定価格でしたけれども、最低制限価格が2段になっておって62.5%ということで、あの日の出小学校の校舎が、消費税から全部合わせたって19億にはなってない。追加工事を含めても19億にはなってないんです。あの学校と、例えばこの補償費とをぱっと見比べた市民からいうと、どういうすごい高い補償費だと、こんなことは誰でも思うんです。私も思っています。

だから日の出が、これが標準とは私は言いませんよ、これはもうむちゃくちゃ安いんですから。ところが、そういうような感覚であるがために、私は申し上げてきたのは、今の内容でできるだけ開示してもらいたいと、こういうことを申し上げてきたんだけど、先ほど来の答弁もありましたように、事例がないということとプライバシーの問題だということで開示をされない。開示をされないんならされないでいいけれども、これはお互いにみんなが見積もって見て、どうだったかという判断をするより方法がないんです。そういう市民感覚というものをどういうように捉えていくかというのは、これ大きな問題なんです。

私は、今回は積算方法の正確性をしっかりと見たいとは思ってきましたけれども、なかなか委員会もそういう内容は市側の要望を了承されたようなことで、開示しないということになってますから無理に私は言いませんけれども、そういう疑問が残ったということだけは事実であるということは、皆さん方、これは了解をしていただきたいと思います。誰が考えても同じことだと思うんです。

そこで、総務委員は、伊藤正信委員長初め横井昌明副委員長、武田正樹副議長、炭竈ふく代監査委員、三宮十五郎議員、平野広行議員の6名で審議されたわけではありますが、私は全て見識のある方ばかりで、弥富市にとっては良識的な議論をされたとは私は信じたいのであります。

しかし、三宮議員を除いてみんな賛成をされたということではありますが、それぞれ一人一人の見解とか判断というのは違うにしても、これはやっぱり市民にきちっと説明をしていくことは重要な問題だと思っております。だから、この皆さん方がどのようにして個々の方が判断をされたか、そこまで聞こうとは思いませんけれども、市民感覚の上に立って皆さん方が本当に本質論的なことから議論をされたかどうかということについては、私は極めて疑問を感じておるんですけれども、委員長は恐らくそんなぐあいには解釈ができんと思うんですね。そう思うんです。

だから、私が申し上げたいのは、もう一遍そういう点の本質的なものをきちっとして、そして理解をしていただくために市民にも説明をする、そういう機会を設けてもいいんじゃないかと。ですから、きょうここで即議決をするのではなくて、継続審議にして、そしてできるだけ早い時点にそういうタウンミーティング等、市側と議会側と両方が共催でもって、そして市民の感覚を捉えた上で方向性をきちっと決めていったほうが、より円満ではなかろうかと、こういうように私は考えてきたわけであります。

特に申し上げたのは、今まででも特定の方が特定の利益を得るというようなことをやりますと今後に影響するということを私は何回も申し上げてきたはずなんです。ですから、そういうような観点から、一遍私はどうしてもそういうような市民の皆さん方にできるだけ、来られる人と来られん人とありますからいいですが、一遍タウンミーティングをやって説明し、

そして市民の方の意見を伺ったらどうかと。本来から言うならば、このような市民全体の損益にかかわるような問題については、当然市民の意向調査が必要であると私は思うんです。

市民の大半は、新庁舎が建設される予定であることは知っておると思います。当然知っております。しかし、この一部の用地取得について、このような問題が起こっておるということは、知っておる人はまず少ないと思うんです。このまんまで進めば、結局、疑問、不信ということが残るわけでありますから、私はそういうようなことで一度、本日は継続にさせていただいて、できるだけ早いうちにそういうような市民に説明をする機会のタウンミーティングを開いて、そしてそこで意見を聞いて次に議会側がきちっと議論をして決めていく、これが一番早い近道ではないかなあというように思うわけなんです、伊藤委員長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） 佐藤議員にお答え申し上げますが、議事進行の関係は議運でも議論がされていることだと思いますし、総務委員会は総務委員会としてきちっとそれぞれ審査をしていただいた。委員長報告として、佐藤議員が言われるそれぞれの状況というのは、今後の課題は課題として、議会の取り扱いということで御理解をいただきたい。

私は総務委員長の立場で御報告を申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 要するに、私が申し上げたいのは、総務委員会で今私が申し上げたようなことがきちっと本質論から審議がされたかどうかということ、ここを申し上げておるんです。

ですから、私は総務委員会が誠意を持ってやられたとは思いますが、本質的なものの部分が欠けておると思うんです。だから、こんだけのものになったということだけから始まっておるわけですね、それが妥当であるかどうかということで。ですから、私は総務委員長の個人的な見解も今尋ねたわけですが、私はきょう議会運営委員会では、そういうことをやるべきじゃないかと、こういうことを申し上げたけれども、議長はともかくきょう採決をすると、こういうことでありますので、そういうような方法で進むとやっぱり禍根が残ると。私たちも市民の立場に立って今後対応を考えなきゃならんと、こういうことであります。

これはやっぱり疑問と不信が残るということです。そうすると、皆さん方がいつも言っておられるのは、常にガラス張りの市政を強調しておられるわけです。ガラス張りの市政であるならば、むしろそういうように、こういう問題が起こっておることは市民の理解をいただくためにタウンミーティング等を開いて、そしてきちっと説明し、市民の意見も伺った上できちっと議会としては対応することが一番私はいいいと思うんです。

ですから、私は委員長の今の考え方、議論をされてきた中身は私は私なりに理解していま

すが、しかし、対応としては私は議会運営委員長の立場もありましたからこういうことを申し上げたけれども、議長はそういうようなんです。

ですから、私はあえて申し上げるならば、きょうは継続議会にさせていただいて、できるだけ早いうちに、この件だけは継続審議にさせていただいて、7月にでも臨時議会を開いて方向を議決していくと、こういうようにしていただくことを提案申し上げたいと思うわけであります。

強行採決というような形になると後に禍根を残すということだけを申し上げて、私は伊藤委員長に対しての質問は終わらせていただきます。以上です。御苦労さんでした。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入りますが、討論に入る前に暫時休憩とします。再開を3時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時56分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論に入ります。

まず那須英二議員、お願いをします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二でございます。

私は日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、弥富市の健康保険税条例の一部改正案と平成25年度一般補正予算の第2号に関する予算について、反対の討論をさせていただきます。

まず国民健康保険税の件につきましては、今国民健康保険税やその他の医療機関の社会保険制度の一部として高齢者に対する老人保健制度が以前行われておりましたけれども、後期高齢者医療制度の導入によってそれが分断され、所得のない人にも新しい負担を強いるということで、過大なそういった部分においての財政負担の軽減措置が生まれておりまして、それが5年間50%ということでした。

ところが今回、それを経過することに当たって、今までの50%が結局負担としては25%増加といった部分になるということで、やはりこれについては結局、国民、市民の負担が大きくなるということで、私としてはやはりこの制度の改悪に対して賛成できるところではないことをお伝えしたいと思っております。

後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める意見書なども市議会で可決しておりまして、これも政府等にも送っております。そういった経過もございますので、ぜひともそういった

部分においても、やはり賛成できるものではないということでお伝えしたいということです。

そして、一般会計補正予算第2号においては、庁舎の全面改築、1万平方メートルの延べ床面積、これが総額53億1,700万円と。そのうち約44億5,000万円を借金によって賄っていくという計画でございます。それに着手するための補正予算が今出されておるわけでございますが、入札等による大幅な事業費の縮減が今かなり困難な状況のもとで、過大な、次世代、今後の未来の世代に対しての負担を残さないためにも、やはり計画の見直しを私ども市議団は要請してまいりました。私の今回の質問でも、そういうふうに行わせていただきました。

それに対して、市長の答弁としては、華美なものはつくらない、身の丈にあったものにしていくと。借金の元利返済分の40%ほどは国の財政支援が今では受けられるということで、一日も早く着手したいということでございました。

しかし、この基本的なこれまでの事業計画、要するに総額のこの53億1,700万円はこのまま行くというような方向で明らかにしております。市長は昨年、中期財政計画として5年間の計画を発表いたしまして、今後の財源の不足が心配されるということで、国・県水準を上回る住民サービスの見直し、または都市計画税の導入を考えていきたいということで表明されております。その後、今6月議会の私の質問に対して、改めて弥富の福祉は後退させないという立場をしっかりと表明され、都市計画税においても住民の理解が得られなければ、いつから実施するということは考えておらんということで答弁いただきました。

私たち日本共産党市議団としまして、この地域財政計画もそうですけれども、合併後の18年度から23年度の決算と、24年度の決算見込みでも、やはり税収の実際の乖離があるということで、年間これが3億円以上少ない収入で見積もって、25年度でも取り崩して予定をしている財政調整基金の3億500万円ほどは実際に使わないつもりで予算に上げていると、財政課長の答弁でもありました。

また、毎年の支出予算について、予算に組んでいても使われないままに残ったお金が毎年4億数千万円もあるという状況でございます。その一方で、建設投資に使うお金、普通建設事業費でございますが、決算支出額に占める割合は平成18年度から23年度分ではこの西尾張9市の平均を30%も上回るこの弥富市の実態でございます。17.1%ということで、かなり大きい部分です。しかも、この中に含まれておるのは、企業立地支援事業交付金などはこの18年度から23年度の間に10億円以上もあるということで、年平均で23億円使っているということでございます。

23年度には約3.7億円、この企業立地奨励金は使っておりますけれども、積立金自体は大幅に、本来でいうと市の予算でいうと取り崩す方向で検討されておりましたけれども、結局その積立金は使わず、減るどころかむしろちょっとふえているという状況でございます。

市の財政力について、客観的な事実に基づいてしっかりと周知して、市民と市長を初めと

する市職員、議会、この共通の理解を得られるような、そうした財政の本質を明らかにしていくことを強く求めるものでございます。

そして、私たち日本共産党市議団が将来の財政見通しの中で一番心配しているというのは、やはり導入されてから15年たった消費税増税に対しての問題でございます。これが年間、この間9兆円も庶民の負担増が押しつけられて、平均給与は70万、国民総生産が10%、そんなふうに落ち込んでいる状況の中で、今、先進国の中で唯一成長できない国となっております。

そうした中で、国に対して、借金は支援できるというような状況はやはり不安であるということをお伝えしたいと。その結果、この消費税増税において、国の予算、税収と借金どちらが多いのかというような問題となって、国の地方税の財政負担の一部を要は地方が負担するような今状況になっている。これが本当に今の健全な国の財政としてはあり得ない、異常な方向だと私たちは考えております。

少子・高齢化社会のためにということで消費税が導入されたわけですが、これが25年間ですね。この間に消費税分でいうと264兆円の消費税が国のために納められたということでございますが、ただその一方で、同じ時期に大もうけを続ける大企業を中心とした法人税減税が行われて、法人三税が逆に246兆円も落ち込んでいるということでございます。

しかも、この法人税減税においては、赤字経営やもしくは薄利、本当に利益の薄い企業においてはほとんど恩恵のない減税額ということで、一部の利益の大幅に上がっている企業においては多額の減税額ということで、そういった企業をピックアップして集めたところによると、内部留保の調査をさせていただくと、260兆円丸ごと消費税増税分が企業にため込まれていると言っても過言じゃないというところになっております。そして、そういった部分において、やはりこうした一部の企業だけが有益に利益をため込む。そうした税金のもともとの本来である所得再分配の機能を損なっているということでございます。

そういった状況において、今この市でも国に対しての過大な借金はできるだけ避けるべきだと私たちは考えており、そうした意味においても、この庁舎において縮減の方向で考えていただきたいということで、今回この趣旨として申し上げたところでございます。

市長が強く期待を表明されておりました民主党政権末期の税と社会保障の一体改革においても、民・自・公3党合意や政権与党となった自民党選挙公約でも、例えば保育料の問題でいうと、3歳児以上の保育料の無料化などが検討されて、結局どうなったかという、幼稚園だけというような限定的なものになったり、やはりこうした部分においても国民の願いを大きく裏切るものとなっておるということでございます。

来年、皆さん御承知のとおり4月から消費税増税、そして翌年の10月にもさらに増税されるということで、13.5兆円の国民の負担があるということでございます。年金の引き下げ、医療費や社会保険料の大幅な引き上げなどで、庶民にとっては大幅に、実質お給料1カ月分

を上回るような負担増となっているんです。

そうした中で、テレビや大手メディアの新聞などで消費税増税や安倍内閣の世界一企業が活動しやすいという宣伝のもと、基本的にはアベノミクス賛成というような中で、地方紙である中日新聞が唯一消費税の中止を求め、今一番国がやらなきゃならないことは何なのかということで、国の基盤である人口問題に正面から向き合い、根本的には若者が安心して暮らせる、そうしたライフステージを用意することだということで社説を相次いで発表しております。

そんな中で、先日行われた東京都議選で、久しく前進できなかった我が党日本共産党は、消費税増税反対と雇用、正社員が当たり前という社会……。

○議長（佐藤高清君） 那須議員、簡潔に討論をお願いしたい。

〔発言する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 続けてください。

○４番（那須英二君） 正社員が当たり前という社会、やはりこういうのをつくり出していくことが、皆さんのこんな政治を変えたいという思いで前進させていただいております。

そうした社会において、ここからこの地方においても社会のあり方をそうした部分においてしっかり見詰め直して、なるべく将来の負担を残さない方向で考えていただきたいというふうに強く思うわけでございます。

そうした中で、今の問題において、土地の買収価格などの差額が大き過ぎるでないかというような市民の声が寄せられておったり、先ほど佐藤議員からもそうした趣旨の内容の発言があり、やはりもっと市民の声を聞くべきだということでございました。やはり市民の役に立つ市役所、市民とともに進める市政として、一層大きな役割を果たしていくことを強く求めて、私どもとしては反対の立場として討論をさせていただきたいと思います。

以上で、私の討論として終わりますので、どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 賛成討論の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

○７番（平野広行君） ７番 平野広行。

私は議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）について、賛成討論をいたします。

新庁舎建設に関する資金計画では、多くの財源に合併推進債の活用が予定されております。そして、この期限は平成33年度までに新庁舎を完成しなければなりません。現在の計画では、新庁舎の事業費は約53億2,000万円、財源としては財政調整基金が8億7,000万円、合併推進債を利用した起債44億5,000万円が予定されております。利息2%、30年償還で計算すると、

元利償還金は約59億6,000万円になります。これに対して40%の交付税措置がなされ、その額は約23億8,000万円、したがって実質の償還金額は約35億8,000万円となります。よって、実際に市が負担する金額は財政調整基金 8 億7,000万円と合わせ約44億5,000万円となります。

これに対して、合併推進債が利用できなくなった場合、同じ条件で行うとどうなるか計算してみました。まず起債は、一般単独事業として事業費の75%しかできなくなります。25%の自己負担が生じ、約13億円を財政調整基金より支出することになります。また、実質償還金額も合併推進債を利用した場合と比べると約14億円ほど多くなり、新庁舎の建設は非常に困難となります。

現在の弥富市庁舎の狭隘化、I s 値0.21という耐震性能の不安、不十分なバリアフリーといったさまざまな問題を解消し、十分な行政サービスの提供と市民のニーズや時代の要請に応えるためには、機能性、安全性、経済性にすぐれ、市民が利用しやすい、市民に親しまれる市民のための新庁舎の建設が急務であります。

このことから、新庁舎建設に必要な予算である議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）に賛成をし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に、佐藤博議員、お願いをいたします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博。

私は、議題となっています追加補正予算第2号のうち、土地取得費及び物件補償費について、19日の提案時に、さらにまた本日の総務委員会の審議状況質問でも明らかにしてきましたように、弥富市民にとっては極めて不可解な補正予算であります。

今、平野議員が賛成をされたわけでありますけれども、これこそまさに考えなきゃならん問題だと私は思っておるわけであります。何でも早くやればいいということじゃなくて、やっぱり金の使い道というのは極めて重要なんです。その点を私はしっかりと皆さん方に申し上げて、反対というよりも私は継続審議を求めるという立場で討論させていただきます。

る問題点を指摘し、継続審議と再検討を求めたい、これが私の目的であります。

第1に、新しい庁舎を建設するならば、まず土地の確保をしてから建設事業計画を進めるということは常識中の常識であります。これを見誤ったために、地主の方の過大な要望に応えなければ用地を取得することができず、貴重な財源、すなわち今までに例のない市民の多額な税金を余分に支出しなければならないという事態を招いたということをまず私たちはきちっと確認することです。

そのために、特に規定外の問題が生じたために議会の議決が必要になっているのであります。自分の金で支出する場合なら、慎重に計算もして余分な支出は謹むでしょう。他人、いわば公金であるから、自分の腹は痛まないから、過大な支出であっても議会を通過させれば問題ではないといったような考えがもしまかり通ったとしたら、これは許されるものではあ

りません。

議会としても、充実した審議が必要であります。そのために、内容についても詳細に吟味し、急ぐだけでなく市民の反応を見きわめながら、慎重に審議することを私は提起しておるのであります。

続いて第2に、さらに弥富市にとっては二度と得がたい貴重な財産である土地を代替地として放出するという、例のない弥富市政市場に一大汚点を残すという暴挙を強行しようとしておられるのではないかと危惧をしておるのであります。

弥富駅周辺を整備しようとするならば、せつかく公共用地として所有しているあのような貴重な土地を、再び取得することができるであろうか。苦勞して土地を取得した経験を持つ者でなければ、このことはわかりません。

このような重大な事態を正しく解明することこそ、議会の使命であり、ただ了承するだけならば議会も重大な過ちを犯すことになるということをまず承知していただきたいと思うのであります。議会も機能が正常に働いているか、これが問われている問題でもあります。

思い起こせば昭和30年4月に、弥富町と鍋田村、市江村の一部が合併し新しい弥富町が誕生しました。合併条件の一つとして、融和策を図るために中学校を統合し、弥富中学校、現在の日の出小学校であります、に新しい弥富中学校が建設され、昭和33年に統合された中学校として弥富町の全中学生が通学することとなり、鍋田中学校は廃校となりました。

その後、東末広出身の飯田病院の経営者である飯田さんが、鍋田中学校の跡地に高等学校をつくりたいとの申し出があり、弥富町議会で協議がされたと聞いております。賛否両論があったとは聞いておりますが、結果的に、無償で飯田さんに寄附をし、鍋田中学校の校舎を活用して飯田学園弥富高等学校が開校されたのであります。学校経営の未経験が原因と私は申し上げますが、学園紛争が起こり、教師たちのストライキまで発展したのであります。

昭和46年、私が町長に就任しました。町民の方から厳しい批判も出始め、飯田さんに事態の収束を要請しました。また、教師側の代表者の方にも鎮静を促しました。その後、飯田学園弥富高校を全て売却し、愛西学園弥富高等学校となり、新しく校舎も建設され、看護科もでき一応体制は整ったようでありましたが、以来、経営者、経営母体は数回変わっておるのであります。土地名義も移っており、弥富町は全く関与することはできなくなったのであります。ことし4月、弥富高校という名称は完全に消滅し、黎明高校となり、弥富町が土地を提供して開校できた高校であるということを知り得る人もほとんどなくなったと思います。

飯田学園が売却して愛西学園に変わったとき、弥富町議会の中では土地譲渡を議決した当時の議員の批判合戦が再び飛び交ったのであります。あの議員とこの議員が賛成したからいかんとか、中には疑惑をささやかれた方もありました。厳しい批判の中で、あの鍋田中学校の敷地が残っていたら、あのようには活用できた、このようなこともできた、ここに何々がで

きたといったことを、私は当時の先輩議員から聞きました。

その中で、まとまっている町有地は絶対に手放してはならん。二度と後で手に入れることはできないという大変貴重な意見を聞いたのであります。後で後悔することのないようにしっかりとやれということも私は言われたのであります。このような経験から、貴重な市有地を手放すことには絶対反対であります。したがって、土地譲渡の賛否は各自公開すべきであると私は考えております。

3点目は、服部市長は厳しい財政状況を指摘し、都市計画税の導入をも示唆し、一部商工会員の中で話題にも上がっております。

厳しい財政状況を語る前に、財源の有効活用を図ることこそ重要なことであると思います。今回の場合を考えると、一般市民にとっては理解しがたいような度を超した上積みや、無駄とぜいたくであると考えられるような厳しい問題になっておることを私たちは考えなければなりません。

この点、特に言葉の内容と行動の不一致が目立つのではないのでしょうか。言葉はごまかすことができても、行動はごまかすことができません。国家の外交とか防衛とか、科学技術といった機密問題でもありません。予算書に金額は計上され、地主の名前も明らかになっておるわけであります。適正な内容であるなら公開すべきであり、公開しないために疑問と不信を招いているのであります。

4点目は、私は移転計画を提案してきましたが、厳しい財政状況を考えるとともに、現在の場所でどうしても建設しなければならないということであれば、土地を取得しなくても現在地で建設する工夫をすべきであると考えるのであります。

今まで進めてきたというメンツにこだわることなく、規模を縮小してでも、知恵を出し合い事態を収束することを考えることが重要であると思います。

最後の5点目は、市民を侮ってはならないということであります。

市長も議会も、透明度を高め常にガラス張り行政運営を強調しております。今回のような、市及び市民全体の損益にかかわるような重要な問題については、当然、市民の意向調査をすべきであります。

委員長質問でも述べたように、市民の大半は新庁舎が建設される予定であることは、十分とは言いませんけれども、ほとんどの人が知り得ていると思います。しかし、一部の用地取得について難航していることについては知られていないのであります。

このような上積み価格を税金で負担しなければならないこと、しかも二度と得がたい貴重な市の財産である土地が代替地として提供しなければならないことと、市民に堂々と説明をし議論する機会を設けてもいいのではなかろうか。市長側と議会側と共催によるタウンミーティングを早急に開催し、その結果を尊重して方向なり議決なりすることこそ、私はガラス

張りの行政運営と言えるのではないかと、このように考えるのであります。

議員は市長に対して忠実であるのではなく、市民に対して忠実でなければなりません。何も困難な問題ではありません。1カ月もすれば十分であり、臨時議会も開催して結論を出せばいいことであります。

したがって、土地取得費及び物件補償費のみ継続審議として、タウンミーティングを開催されることを要求しておるのであります。強行採決をされるという暴挙になったとするなら、市民の不信、批判を招くことになり、私としてもその対応を十分考えなければならないと、このように考えておるところであります。議員各位の賢明な御判断を仰ぎたいと、こういうふうに思います。

以上をもって討論といたします。

○議長（佐藤高清君） 賛成討論の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 小坂井実議員。

○13番（小坂井 実君） 小坂井でございます。

議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）について、賛成討論を申し上げます。

弥富市役所庁舎は、昭和41年の建設以来47年経過し、施設設備の老朽化、狭隘化、耐震性の不安、防災災害対策の拠点としての機能不全、情報化等への対応の限界など、さまざまな問題を抱えています。

東海・東南海・南海地震、あるいは3連動地震の大地震の発生する可能性が高まり、膨大な被害が想定される中、木曽川河口にある本市は市内のほとんどが海拔ゼロメートル以下の地域であるため、液状化に対する潜在的危険性を持っていることを加え、南部地域は名古屋港に面するなど、地域の特性に即したきめ細かな地震対策が、また津波対策が必要であります。

特に、東日本大震災において庁舎が被害を受け、行政機能を喪失した被災地の状況を目の当たりにしたとき、災害発生時の被害情報収集や災害対策に対する防災拠点としての市庁舎の安全確保、及び庁舎の倒壊から来庁されている市民や職員の身体・生命を守るため、災害に強い庁舎の整備は緊急の課題であります。さらに、新庁舎建設は将来の本市発展の大きな柱であり、生活文化圏の拠点としての役割を担うものであります。

こうしたことから、早期に庁舎建設に取りかかるため、提出されている議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）に賛成をいたします。

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第36号及び議案第37号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第38号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第39号及び議案第40号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第8、閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成25年第2回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時37分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 大 原 功